

2013年6月17日

2013年6月定例会・一般質問

民主党・県政クラブの田辺一城です。政務調査に基づき、通告に従い、一般質問をさせていただきます。今回は、大規模災害時の帰宅困難者対策と広域避難体制の整備、原子力災害を想定して備蓄している安定ヨウ素剤の配布体制に焦点を当てた防災・減災対策と、今後の地球温暖化対策について、知事にお聞きします。

<帰宅困難者対策>

これまでも本県の地域防災・減災体制の整備に関しては、その推進を図るため、本会議や委員会の場において様々なテーマで質問・提起をしてきましたが、今回は福岡、北九州両政令市を中心とした都市圏を抱える本県として、可及的速やかな取り組みが求められる帰宅困難者対策を取り上げます。

本県は昨年に見直した地域防災計画の地震・津波対策編で、「帰宅困難者対策の推進」を強化しました。ここでは、帰宅困難者を「通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩での帰宅が困難になる者」と定義づけ、県や市町村が関係機関と連携して支援体制の整備を推進することを示しています。

東日本大震災において、私の多くの知人や友人も含め515万人もの帰宅困難者が発生した首都圏の教訓を踏まえると、対策は4つに大別されます。まず、「むやみに移動を開始しない」ことを大前提とする一斉帰宅の抑制の推進。続いて、安否確認や情報提供のための体制整備。さらに、一時滞在施設の確保。そして、徒歩帰宅者に水やトイレ、情報などを提供する支援ステーションの設置です。いずれも、行政だけでなく民間事業者とも協力しなければなりません。

東京都はこうした課題に円滑に対処するため、4月1日、全国初となる「東京都帰宅困難者対策条例」を施行しました。知事、都民、事業者の責務をそれぞれ明示しています。特に事業者には、「従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない」「従業員の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない」などと規定しました。また、知事に対し、事業者などと連携、協力して帰宅支援ステーションの確保などを義務付けています。東日本大震災を

経験した強い危機意識が早期の条例制定をはじめとする取り組みの促進につながっているとみられます。

さて、こうした東京都の動きに比べると、本県の帰宅困難者対策は緒に就いたばかりです。本県が昨春まとめた「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」では、県内で45万人の帰宅困難者が発生すると想定しており、対策は急務と言えます。アジアなどから多くの外国人観光客も訪れる本県としては、災害時要援護者対策としての視点も求められます。

そこで、知事にお聞きします。

第一に、地域防災計画の中で明示し、策定作業を進めている「備蓄基本計画」における帰宅困難者対策について、その内容と進捗状況をお聞きします。

第二に、地域防災計画にある「徒歩帰宅者支援ステーション」の設置について事業者との連携の現状と評価、さらに今後どのような方針で進めていくつもりなのか、お聞きします。

第三に、本県に滞在中の外国人への対応も重要です。居住している外国人に対し、情報伝達や避難支援の面でどのような対策を講じていますか。また、観光客への対策も検討する必要があると考えますが、知事の認識をお聞きします。

第四に、ここまで示したような多岐にわたる課題に円滑に対処していくためには、東京都のように帰宅困難者対策条例を制定することが都市圏を抱える本県にとって必要だと考えますが、知事の認識をお聞きします。

<広域避難体制の整備>

続いて、大規模災害に際し、都道府県の境を越えた広域避難体制を整備する必要性について提起します。

この5月から6月にかけて、地元・古賀市内の複数の地域の公民館で、県民の皆さんと意見交換をさせていただきました。その際、ご参加いただいた一人の男性から「大規模災害が発生した際、近県からの多くの避難者を確実に受け入れられる体制を、福岡県として構築しなければならないのではないか」という問題提起をいただきました。

国の中央防災会議の作業部会「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が公表した最終報告では、全体で最大950万人の避難者が発生するとし、「避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定される」

と、被災地域の外への広域避難や疎開などを促す方策を検討する必要があると指摘しました。広域避難を確実に実施するためには、平時に計画を立てておかなければならず、最終報告も、国や地方公共団体が連携した計画策定の必要性を強調しています。

本県は先月 20 日、九州電力玄海原発における大規模災害の発生を想定した「県境を越える広域避難に関する基本的な考え方」を明らかにし、佐賀、長崎両県からの避難者を条件付きで受け入れる考えを示しました。南海トラフ巨大地震でも、宮崎、大分両県などの太平洋側を中心として九州が大きな被害を受けることが想定されており、こうした九州各県と連携し、大規模な自然災害に備える必要があります。

そこで、知事にお聞きします。

第一に、大規模災害を想定し、これまで福岡県として、九州各県と共同した防災体制を構築するために、どのような連携を図ってきたのか、お聞きします。

第二に、国の最終報告は、先に述べたように、国や都道府県が関係機関と連携して広域避難計画を作成するよう、求めています。本県は避難者を受け入れる側として、「本県が担うべき役割」について、現段階で、具体的にどのようなものを想定しているのか、知事の認識をお聞きします。

<安定ヨウ素剤の配布体制>

地域防災・減災対策の最後に、原子力災害の発生時、あらかじめ服用することで放射性ヨウ素による甲状腺被ばくのリスクを減らす「安定ヨウ素剤」の配布体制の確立に焦点を当て、質問します。背景には、本県では安定ヨウ素剤の備蓄は進んでいるものの、確実に配布できる体制にない、との問題意識があります。

国の原子力規制委員会は今月 5 日、原子力災害対策指針を再改定しました。原発から半径 5 キロ圏内の予防防護措置区域(PAZ)について、住民に対して安定ヨウ素剤を事前配布できるようにし、その方法など体制の整備を明記しています。その一方で、本県の糸島市の一部が対象となる半径 30 キロ圏内の緊急防護措置区域(UPZ)については、配布の手順が示されていません。5 キロ圏内で示した事前配布の手法が、30 キロ圏内で原則として採用されない理由も不明確なままです。

本県は 2012 年度の 9 月補正予算で、安定ヨウ素剤備蓄事業として 250 万 9000 円を計上したので、30 キロ圏内に住む 40 歳未満の県民約 6500 人分を確保しているはずですが、今年度当初予算にも 111 万 4000 円を計上しています。さらに、5 月 30

日に改定した本県の地域防災計画・原子力災害対策編では、安定ヨウ素剤について、「適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする」と規定しています。

そこで、知事にお聞きします。

第一に、昨年度から本県が事業として取り組み、備蓄している安定ヨウ素剤について、どのように保管・管理が行われていますか。また、乳幼児については大人と異なり、通常の安定ヨウ素剤を調製する必要があると聞きますが、こうした配布前の体制づくりがどの程度進んでいるのか、現状をお聞きします。

第二に、せっかく備蓄の体制が整っていても、災害発生時に確実に配布できる体制が整備されていなければ、事業は「絵に描いた餅」になってしまいます。ところが、再改定されたばかりの国の原子力災害対策指針を見ても、30 キロ圏内の UPZ については配布の方法が示されていません。県としては、5 キロ圏内の PAZ で有効とされる事前配布の手法も含め、早急に配布の手順や体制を整備しなければならないと考えますが、その整備はどの程度進んでいるのか、現状をお聞きします。

<地球温暖化対策>

続いて、地球温暖化対策についてお尋ねします。

本県は今年3月、2013年度からの5年間を期間とする第三次福岡県環境総合基本計画「福岡県環境総合ビジョン」を策定しました。このビジョンは当然、前期の計画である2003年から10年間の第二次計画の成果と課題を踏まえたものと考えます。そこで、第二次計画の総括を見ましたが、目標を達成できていない項目として「温室効果ガスの排出削減」が挙げられていました。にもかかわらず、新たなビジョンでは、温室効果ガス排出量の現状を5981万トンと数値で示しながら、計画最終年度の2017年度の目標については、数値を示していません。

さて、わが国の地球温暖化対策の取り組みを振り返ると、2005年2月に発効した「京都議定書」で、第一約束期間の2008年から2012年の温室効果ガス排出量を5年間平均で1990年度比6%削減する目標を示していました。

本県も、この国の目標に呼応する形で、2006年に「福岡県地球温暖化対策推進計画」を策定し、京都議定書と同様にCO₂やメタンなどの温室効果ガスを対象とし、家庭、業務、運輸の各部門で目標を設定して事業に取り組んできたと認識しています。ただし、この計画は期間を2012年度までとしており、今年度は既にその期間を終えて

いるはずなのに、計画の取り組みは「延長」して継続するという県民にとっては非常に理解しにくい事態に置かれています。

こうした背景には、わが国がCO2排出大国のアメリカや中国などが不参加であることを理由に京都議定書の2013年から2020年の第二約束期間から離脱したうえ、国の「地球温暖化対策計画」の策定を定める改正地球温暖化対策推進法が、つい最近の先月24日ようやく公布されるといった、国の不確定な動きが続いたことが影響していると推察します。ただし、いずれにせよ、地球温暖化防止に取り組む姿勢を新たな環境総合ビジョンで示しながら、数値目標は明らかにすることができず、期間を終えた計画の取り組みを継続するという状況は、地球温暖化対策に取り組む本県の姿勢を疑われかねません。他の都道府県の中には、国の動きを待つことなく、独自対策を積極的に打ち出している自治体もあります。

そこで、知事にお聞きします。

第一に、京都議定書の第二約束期間から離脱するなどの国の動向が、本県の地球温暖化対策推進計画や環境総合ビジョンの策定に、具体的にどのように影響したのか、お聞きします。

第二に、期間を終えた本県の地球温暖化対策推進計画ですが、県内の温室効果ガスの排出量はどのように変化したのか、また、本計画で設定していた目標の進捗状況をお聞きします。あわせて、この間、どのような事業に取り組み、どのような効果があったのか、知事の評価をお聞かせください。

第三に、今後、本県が地球温暖化対策を推進していくためには、新たな地球温暖化対策推進計画を早期に策定することが求められています。独自策を打ち出す自治体も出てきている中、これまでの本県の取り組みの評価を踏まえ、知事は次期計画をどのような方針のもと、いつまでに策定するつもりなのか、お聞かせください。

以上、知事の真摯なご答弁をいただきたく思います。よろしく願いいたします。